

福山市立大学運営協議会規則

平成23年2月3日

規則 第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市立大学条例（平成22年条例第24号）第6条第5項の規定に基づき、福山市立大学運営協議会（以下「運営協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 運営協議会は、福山市立大学（以下「大学」という。）の運営に関する次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて審議し、及び学長に対して助言又は提言を行う。

- (1) 大学の管理運営の基本方針に関する重要事項
- (2) 大学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- (3) 大学の教育研究活動等の状況について大学が行う評価に関する重要事項
- (4) 大学と地域の連携を推進するための重要事項
- (5) その他大学の運営に関する重要事項

(会長)

第3条 運営協議会に、会長を置き、市長が指名する委員をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 運営協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初に開かれる運営協議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。